

### 第3版 はしがき

「会社法の一部を改正する法律案」および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が、平成 25 (2013) 年 11 月 29 日に閣議決定、同日、第 185 回臨時国会に提出された。両法案は、同国会では可決に至らず、平成 26 (2014) 年第 186 回通常国会で可決・成立した。

今回の改正は、会社法上重要な問題点をいくつか含んでいる。取締役会の監督機能や資金調達の場合における企業統治のあり方、また多重代表訴訟制度の新設やキャッシュアウト制度の整備などの親子会社に関する法規制の新設、さらには会社分割等における債権者の保護規制の新設等々である。

全体的にコンパクトにまとめられた本書であるが、今回の会社法改正点についても、本改訂版においてそのすべて網羅していることはいうまでもない。内容的にも、会社法の基本的・基礎的な事項については「新会社法の基礎」という本書の書名に恥じることはないように、簡潔でかつ解り易い記述が、漏れなくなされている。

本改訂版の出版にあたっては、従来と同様、法律文化社の編集部・舟木和久氏に大変お世話になった。愛情をもって本書を育てて頂いていることに対し、心から御礼申し上げる次第である。また、索引の作成および校正については、旧版同様、関西学院大学大学院法学研究科研究員の高田尚彦氏を煩わせた。記して謝意を表す。

2015 年 3 月

加藤 徹  
相原 隆  
伊勢田道仁

## 第2版 はしがき

本書を平成 21 (2009) 年に発刊してから、早くも 4 年が経過した。その間、最高裁判例をはじめとする、注目すべき判例がいくつも出されており、本書においても、これらの判例を取上げて最新の内容にする必要性が出てきたため、今回、版を改めることにした。

その機会にあわせて、読者がより理解し易いようにとの配慮から、多くの箇所について、その記述も改めている。

第 2 版の出版にあたっては、初版と同様、法律文化社の編集部・舟木和久氏に大変お世話になった。記して篤く感謝申し上げる次第である。また、索引の作成および校正については、引き続き、関西学院大学大学院法学研究科・大学院研究員の高田尚彦氏を煩わせた。記して謝意を表す。

2013 年 4 月

加藤 徹  
塚本 和彦

## はしがき

会社法が施行されてからはや3年が経とうとしている。これまでの難解かつ読みにくい文語体・カタカナの商法に代わり、はじめて口語体・平仮名の会社法に変わると聞いたときには、読みやすい会社法になるであろうと、期待も大きかった。しかし、制定された会社法は、確かに形式的には読みやすい口語体・平仮名で書かれてはいるものの、現実には非常に読みづらい条文が余りにも多く、私たち研究者が読んでもなかなか理解しづらい文章の多い法律になっている。

また内容も、旧商法下での有限会社を廃止して株式会社として統一して規定し、かつては別個の法律で規定されていた小・中・大株式会社の規定を、同一の法律中に規定し、さらに、公開会社・非公開会社をも合わせて規定している関係上、条文を読んで、正確にそれぞれの型（タイプ）の株式会社を峻別して理解することは、とくに初学者にとって困難になっている。

本書は、この難解な会社法の勉強をこれから始めようとする法学部の学生あるいはロースクールの法学未修者を対象として出版されたものである。このことから、会社法の学習において最も大切な、会社法の基礎を理解できるようにという目的のもとに、本書では、同法の内容が、規定（条文）と通説にのみ基づいて、平易・簡潔に記述されている。これが、本書の特色である。少数説の内容や執筆者それぞれの個人的な見解には、言及がなされていない。学説が対立するところは、対立している箇所であるという事実のみの指摘にとどめている。したがって読者の皆さんは、本書で述べられている内容が、わが国会社法の規定（条文）と通説であるという前提で、勉強を進めて頂ければよいのである。本書の内容をマスターした後に、争いがある旨、または少数説がある旨の指摘のある箇所について深く勉強をして頂ければ、より高度な内容を、効率的に習得することができると思われる。本書はまた、初学者にもわかりやすいように、旧商法からの沿革および旧規定との比較をもふまえて記述されていると

いう特色も有しており、その点でも新しいタイプのテキストであるといえるであろう。『新会社法の基礎』という本書のタイトルは、このような特色を表現したものである。

本書の編者は加藤と塚本にはなっていないが、実質的には数年前、相原隆・関西学院大学法学部教授に本書の出版を企画して頂いた。本書の具体的な内容の決定も、同教授に担当して頂いた。その後、ロースクールや経営戦略研究科（ビジネススクール、アカウンティングスクール）の発足その他種々の事情から、執筆者の足並みが揃わず、なかなか出版にたどり着けない状況が続き、同教授には、多大のご迷惑をおかけした。本書出版に対する相原教授のご労苦に対し、篤く感謝の意を表したいと思う。

本書の索引の作成については、関西学院大学大学院法学研究科博士課程後期課程の高田尚彦氏にお世話になった。的確で分かりやすい索引の作成に精力的に取り組んで頂いたことに、お礼を申し上げたい。また、法律文化社編集部の舟木和久氏には、岡村勉前社長の後を引き継いで、本書の編集を担当して頂き、またねばり強く我々を励まして頂いた。本書の出版ができたのも同氏のご努力に負うところが極めて大きい。心からお礼を申し上げる。

2009年4月

加藤 徹  
塚本 和彦